

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：令和8年（行情）諮問第541号

事 件 名：特定法人からの回答文書等の一部開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和8年6月15日（月）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送、ファックス又は電子メールで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることがあり得ますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎

電話：03-5501-2879

ファックス：03-3502-7350

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、諮問庁
に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送
付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適當ではない。

(適當ではない理由)

[]

理由説明書

- 1 行政文書開示請求の内容及び開示状況並びに審査請求の趣旨
 - (1) 令和7年10月24日付けで、「特定法人Aの、債務整理事件処理の規律を定める規程に関して、公正取引委員会が特定法人Aとの間で授受した文書」について行政文書開示請求が行われ、処分庁は、該当する文書を次のとおり特定した。
 - ア 公正取引委員会からの質問に対する特定法人Aからの回答(以下「本件対象文書①」という。)
 - イ 特定法人Aから公正取引委員会に提出された資料(以下「本件対象文書②」という。)
 - ウ 公正取引委員会が特定法人Aに提供した資料(以下「本件対象文書③」といい、本件対象文書①ないし本件対象文書③を合わせて「本件対象文書」という。)
 - (2) 処分庁は、本件対象文書に特定法人Aに関する記載がなされていたことから、原処分先立ち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第10条第2項の規定に基づき開示決定等の期限を延長し、法第13条第1項の規定に基づき特定法人Aに対し、意見書提出の機会を付与した。
 - (3) 処分庁は、審査請求人に対し、令和7年12月24日付けで、法第9条第1項の規定に基づき、本件対象文書③についてその全部を開示し、本件対象文書①についてその一部を開示する決定をし、また、同条第2項の規定に基づき、本件対象文書②についてその全部を不開示(法第8条の規定に基づく存否応答拒否を含む。)とする決定(原処分)を行った。

本審査請求は、原処分のうち、法第5条第2号イ及びロ並びに同条第6号柱書を理由とする不開示部分を取り消すとの決定を求めるものとして提起されたものである。
- 2 前提となる事実(公正取引委員会による相談業務について)
 - (1) 相談業務

公正取引委員会では、独占禁止法違反行為の未然防止のため、事業者や事業者団体が、今後、自ら行おうとする、商品・役務の取引、知的財産の利用、自主基準・自主規制、共同事業、業務提携、共同研究開発等についての個別具体的な取組の内容が独占禁止法上問題となるかどうかについて

ての相談を受け付けている。相談業務は、独占禁止法違反被疑事件の処理とは別に行われる公正取引委員会の業務であり、これらの相談には、事前相談制度による相談と事前相談制度によらない相談（以下「一般相談」という。）がある。

事前相談制度による相談とは、事前相談申出書による相談に対して公正取引委員会が書面により回答し、相談者、相談内容及び回答内容を原則公表するものである。

これに対し、一般相談とは、相談者の負担軽減、相談者及び相談内容の秘匿性や回答の迅速性等に配慮した相談方法であり、相談者及び相談内容等は原則非公表としている。

(2) 相談の方式

事前相談の申出は書面によることとされており、申出に併せて公正取引委員会が相談内容の検討をするに当たり必要な資料についても提出することとされている。

これに対し、一般相談は、相談の方式も決まっておらず、口頭で相談することも可能である。もっとも、詳細な検討が必要な相談については、相談の申込みを行うに際し、相談者が事案を説明するとともに、資料の提出を行うものとされている。

(3) 相談内容の確認方法

いずれの相談においても、公正取引委員会は、相談内容の独占禁止法上の問題を検討するに当たり、不足する事実やそれを裏付ける資料が必要であると判断するときは、相談者に対し、事実の報告や資料の提出を求めることがある。相談内容の確認は、電話、面談、メール、書面、口頭等の様々な方法を用いて行っている。

以上のような相談内容の確認を行った上で行う相談の回答については、相談者の説明内容や提出を受けた資料等に事実と異なる記載がないこと等を前提として、当該相談に係る取組の内容が独占禁止法の規定に抵触するものか否かを公正取引委員会が相談者に対して明らかにするものである。

(4) 一般相談の事例公表について

前記(1)のとおり、一般相談の内容は非公表であることが原則であるが、他の事業者の参考になるなどの理由から、相談者の同意を得て、相談者、相談内容及び回答内容を公表することがある。公表に当たっては、相談者

の同意を得た上で、相談者の特定がなされないよう相談者及び相談内容を匿名化するなどの処理を行っている。

本件対象文書に係る一般相談について、公正取引委員会が特定法人Aの同意なくこれを公表したことはない。また、特定法人Aにおいても、「債務整理事件処理の規律を定める規程」（以下「本件規程」という。）に係る報酬の定めについて公正取引委員会に相談を行ったことは認めているが、それ以外の事項について公正取引委員会に相談を行ったことは明らかにしていない（審査請求書添付資料8）。

3 原処分内容及び理由

(1) 原処分の内容

本審査請求の対象として、本件対象文書①については、法第5条第1号、同条第2号イ及びロ並びに同条第6号柱書に該当するため、その一部を開示する決定を行った。本件対象文書②については、法第5条第2号イ及びロ並びに同条第6号柱書に該当するためその全部を不開示とするとともに、全部不開示とした行政文書以外の行政文書については、その存否を回答するだけで、法第5条第2号イ及びロ並びに同条第6号柱書に該当する不開示情報を開示することとなるとして、法第8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに不開示とする決定を行った。

(2) 本件対象文書①に対する原処分の理由

本件対象文書①については、法第5条第1号、同条第2号イ及びロ並びに同条第6号柱書に該当する部分を不開示とした。本審査請求は、原処分のうち、法第5条第2号イ及びロ並びに同条第6号柱書を理由とする不開示部分を取り消すとの決定を求めるものとして提起されたものであるため、以下では、不開示部分が法第5条第2号イ及びロ並びに同条第6号柱書に該当することについて説明する。

ア 法第5条第2号イの該当性

(ア) 情報公開法第5条第2号イでは、「公にすることにより、当該法人・・・の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として掲げている。そして、「その他正当な利益」については「ノウハウ、信用等法人等・・・の運営上の地位を広く含むものである」と解されている（総務省行政管理局「詳解情報公開法」[56 ページ]）。

(イ) 本件対象文書①は、公正取引委員会からの質問に対する、特定法人Aによる回答であり、公正取引委員会が相談内容を検討するに当た

り、不足する事実やそれを裏付ける資料として提出を求めたものである。その内容は、本件規程について検討していた特定法人Aの執行部内部において、策定の必要性の根拠とした情報、検討した経緯等であって、これらの情報が公になることは、資格者団体の会員に対する指導、監督等に関する事務を行う責任を負う特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（法第5条第2号イ）に当たり、不開示情報に該当する。

イ 法第5条第2号ロの該当性

(ア) 法第5条第2号ロでは、法人等に関する情報であって、「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出されたものであって、法人等・・・における通例として公にしないこととされているもの」を不開示情報として掲げている。そして、「法人等・・・における通例」とは「当該法人・・・の個別具体的な事情ではなく、当該法人・・・が属する業界における通常の見解を意味」と解されている（総務省行政管理局「詳解情報公開法」[58 ページ]）。

(イ) これを本件についてみるに、前記2(1)のとおり、公正取引委員会は、一般相談に係る相談内容等を公にしないとしており、相談者もこれを前提として相談を行っていることからすると、公正取引委員会と相談者との間においてやりとりした文書を明らかにしないとの了解がある。そのような了解の下における公正取引委員会に対する相談者の回答は、「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供」した情報に当たる。

また、本件対象文書①は、本件規程を定めることが特定法人Aの総会に議案として提出される前に、特定法人Aの執行部内部のみで検討されていた情報であるところ、こうした内部における未公表の検討情報は「法人・・・における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に当たる。

(ウ) 以上のことから、本件対象文書①において不開示とされた部分は、法第5条第2号ロに当たり、不開示情報に該当する。

ウ 法第5条第6号柱書の該当性

(ア) 法第5条第6号柱書では、「国の機関・・・が行う事務・・・に関する情報であって、公にすることにより、・・・その他当該事務・・・の性質上、当該事務・・・の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

「その他当該事務・・・の性質上、当該事務・・・の適正な遂行に

支障を及ぼすおそれがあるもの」としては、法第5条第6号イからホまでに掲げられたもののほか、「同種のもので反復されるような性質の事務・・・であって、ある個別の事務・・・に関する情報を開示すると、将来の同種の手務・・・の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が該当し得ると解されている（総務省行政管理局「詳解情報公開法」[77 ページ～78 ページ]）。

- (イ) これを本件についてみるに、一般相談における相談者と公正取引委員会のやりとりに係る資料は、個別の事業者等から相談事案に関して提出されたものであることから、本件対象文書①は、「国の機関・・・が行う事務・・・に関する情報」に該当する。

次に、「その他当該事務・・・の性質上、当該事務・・・の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」についてみるに、一般相談において相談者から公正取引委員会に報告される事実や提出される資料は、前記2(3)のとおり、相談者が公正取引委員会から回答を得るために説明や提出を行ったものであり、この内容にはいまだ公表されていない将来の事業に係る内容や当該事業に係る戦略など営業秘密を含む内容が含まれていることがあるところ、かかる資料等が公になると、相談者は、今後、公正取引委員会に相談することを躊躇したり、相談する場合でも公正取引委員会における検討に必要な資料の任意提供が円滑に行われなくなるおそれがあることから、その内容如何を問わず、相談者の同意なく、相談者から提出された資料が公になることは、公正取引委員会における相談業務に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす。

- (ウ) 以上のことから、本件対象文書①において不開示とされた部分は、法第5条第6号柱書に当たり、不開示情報に該当する。

- (3) 本件対象文書②に対する原処分理由

本件対象文書②は、相談者である特定法人Aが公正取引委員会に本件規程に係る一般相談を行った際に提出した資料であるところ、法第5条第2号イ及びロ並びに同条第6号柱書に該当することについては、以下のとおりである。

- ア 法第5条第2号イについて

本件対象文書②についても、本件対象文書①と同様、前記3(2)アに記載のとおり、法第5条第2号イに当たり、不開示情報に該当する。

- イ 法第5条第2号ロについて

公正取引委員会は、前記2(3)のとおり、詳細な検討が必要とされる場

合、相談者に対し、事案の説明や資料の提出を求めている。本件対象文書②は、そのような資料に当たるところ、本件対象文書①と同様、前記3(2)イに記載のとおり、法第5条第2号ロに当たり、不開示情報に該当する。

ウ 法第5条第6号柱書について

本件対象文書②についても、前記2(1)のとおり、一般相談は公にしないとしており、当該相談の過程において相談者から提出された資料についても公にしないことを前提として提出を受け、これにより、公正取引委員会において実態に即した相談内容の検討を行うことが可能となるものであることからすると、前記3(2)ウに記載のとおり、法第5条第6号柱書に当たり、不開示情報に該当する。

したがって、本件対象文書②については、法第5条第2号イ又はロに該当するとともに、その全体について同条第6号柱書に該当することから、全部不開示とすることが相当である。

(4) 本件対象文書②については、法第8条に該当するものがあることについて

前記2(1)のとおり、一般相談は、相談者名、相談の対象となる商品・役務の名称を含む相談内容等については公にしないことを前提として受け付けるものである。したがって、一般相談について公にしないとしていることの趣旨に照らすと、相談者から提出された資料の一切について当該資料が存在しているか否かを答えるだけで、法第5条第2号イ及びロ又は同条第6号柱書に規定された不開示情報を開示することとなるとして、法第8条に基づき存否応答拒否とすることが相当である。

もっとも、前記2(4)のとおり、本件対象文書①及び②に係る相談については、相談者である特定法人Aが自らこれを明らかにしているものがあることから、特定法人Aから本件規程について公正取引委員会に相談があったこと自体は、特定法人Aが自ら明らかにしている範囲（議事概要2011年2月9日、2015年12月4日及び2021年3月5日）で、公正取引委員会がどのような行政文書を保有しているか明らかにしたものであるが、それ以外の行政文書については、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否したものである。

(5) 審査請求人の主張に対する意見

ア 法第5条第2号ただし書の該当性について

審査請求人は、本件開示請求には、「時限的規制の延長・恒久化に係る

重大な制度設計議論としての公開の公益性」(審査請求書第4の1ウ・8ないし10ページ)があるなどとして、本件対象文書①において不開示とされた部分及び本件対象文書②については、そもそも法人等に関する情報に当たらない、又は法第5条第2号ただし書に規定する、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当し公正取引委員会は開示義務を負うと主張するようである。

しかしながら、本件対象文書①において不開示とされた部分又は本件対象文書②については、前記(2)ア及びイ並びに同(3)ア及びイのとおり法第5条第2号イ及びロに当たることが明らかであるほか、これらの文書に記載された情報が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当するとの特段の事情もないことから、上記各情報はいずれも法第5条第2号ただし書には該当しないというべきであって、審査請求人の主張には理由がない。

イ 法第5条第6号イの適用との主張について

審査請求人は、「個別の違反事実の発見や調査手法の密行性を保護法益とする法5条6号イ(検査、取締り等)の適用場面ではなく」(審査請求書第4の2(2)ア・19ページ)としていることなどからすると、処分庁が、法第5条第6号イに基づき原処分を行ったものと認識していることが窺われるが、処分庁は、法第5条第6号柱書に基づき原処分を行っており(令和7年12月24日付行政文書開示等決定通知書)、その理由は前記(2)ウ及び同(3)ウのとおりである。

4 結論

したがって、上記に述べるとおり、本件開示請求に対して処分庁が行った一部開示及び存否応答拒否の処分は妥当なものである。

電子メールによる意見書等の提出方法について（御案内）

意見書、資料及び「（別紙）提出する意見書又は資料の取扱いについて」は、持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出することが可能です。

電子メールで提出する場合は、以下の方法により御提出ください。（以下の方法に反して提出された場合は、意見書等として受け付けることができませんので、御留意ください。）

1 提出先電子メールアドレス

jyuhoukoukaishinsal@soumu.go.jp

注：電子メールの誤送信等については対応いたしかねますので、お間違えのないよう御注意ください。

2 件名及び本文の記載について

件名：令和〇年（〇〇）諮問第〇号に対する意見書

（※↑上記【令和〇年（〇〇）諮問第〇号】は「諮問番号」といい、あなたの審査請求に付された固有の番号になります。同封している書面「理由説明書の写しの送付及び意見書の提出又は資料の提出について」の中程にある「1 諮問事件」欄に記載されておりますので、御確認ください。）

本文：（1）審査請求人氏名

（2）代理人氏名（選任されている場合に限る。）

（3）今後の審査会発出の文書について、電子メールでの送付を希望する／しない（※いずれかを記載）

（4）「（別紙）提出する意見書又は資料の取扱いについて」の回答（※同封した用紙に回答を記入し、PDFファイルとして提出することも可能です。PDFファイルを提出される場合は、メール本文への記載は不要です。）

注1：電子メールでの送付を希望された方に対しては、以後、当審査会が発出する文書は全て電子メールにより送付します。希望されない方には、郵送により送付します。最初に電子メールでの送付を希望された場合、途中で郵送による送付への変更はできませんので御注意ください。

注2：メールはテキスト形式（文字データのみ）で作成してください。

3 意見書のファイル形式について

意見書は、あなたの主張を正確に把握する観点から、誤編集防止のため、PDFファイルで提出してください。

PDFファイル名は、「令和〇年（〇〇）諮問第〇号に対する意見書」としてください。

そのほかのファイル形式や電子メール本文への記載により提出された場合は、意見書として受け付けることはできません。

4 資料のファイル形式について

意見書と合わせて提出したい資料も、PDFファイルで提出してください。

PDFファイル以外の資料（動画、音声データ等）がある場合は、当該データを保存したCD-R等を持参又は郵送して提出してください。

なお、提出する資料には「令和〇年（〇〇）諮問第〇号に対する参考資料」などと明記してください。

5 受信可能な添付ファイルの容量について

当審査会で受信可能な添付ファイルの容量は、合計9MBですので、同容量を超えないように御留意ください。合計9MBを超える場合は、添付ファイルを分割して御提出いただくか、CD-R等に保存して御提出ください。

6 個別の諮問事件に関するお問合せについて

上記1の電子メールアドレスは意見書等の文書の送受信専用であり、個別の諮問事件に関するお問合せをいただいても回答することはできませんので御了承ください。